鏡支所だより

－234号－

発行日　令和8年11月1日
発　刊　八代市鏡支所
編　集　鏡支所地域振興課
TEL　52－2131

11月

鏡支所管内の人の動き（9月末現在）

（　）は前月比

【世帯数】	6，200 世帯	（　▲23 ）
【人口数】	13，415 人	（　▲54 ）
男	6，309 人	（　▲20 ）
女	7，106 人	（　▲34 ）

総務省

令和8年熊本地震で被災された皆様へ

相談無料
秘密厳守

被災者支援 特別行政相談所

被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。
生活再建に関する各種支援策等についてご相談をお受けします。

相談機関
熊本行政評価事務所

日時・場所

① 日時：１１月　２日（月）１０時～１６時

② 日時：１１月　９日（月）１０時～１６時

場所（①～②共通）：八代市鏡支所１階ロビー
（八代市鏡町内田　453 －1）

こんなお困りごとはありませんか？

- ☑ 利用できる支援制度を知りたい
- ☑ 今後の住まいについて相談したい
- ☑ 各種支援金などの申請手続を知りたい
- ☑ その他生活再建に関すること

お電話でもご相談できます

令和8年熊本地震　専用フリーダイヤル
☎ 0120-091-110
受付時間：9時～16時45分（平日）
※総務省につながります。
※熊本県外からのご相談は、
0570-090-110をご利用ください。

生活支援ガイドブック

生活支援に関する情報をガイドブックとしてまとめています。
随時更新していますので、最新情報は右QRコードからご確認ください。

▲生活支援ガイドブック

問合せ先　総務省 熊本行政評価事務所
☎096-324-1662

災害ごみ仮置き場の受け入れ

～災害ごみ受け入れの変更点～
◎鏡支所仮置場の受け入れ休止日が
１１月　１日（日）から変わります。
◎北新地グラウンド仮置き場の一般受入れは、
１０月３１日（土）で終了します。

受入場所	受入期間	受入休止日
八代市鏡支所	12月末まで	10月31日(土)まで 毎週水・土曜 11月1日(日)から 毎週火・金曜
八代市北新地グランド	10月31日(土)まで	毎週月曜
八代市水処理センター西側	12月末まで	毎週木曜日

＜確認書類＞
身分証明に加え、り災証明書などの確認をします。
※確認資料は次のいずれかです。
（１）り災証明書・被災証明書（写し可）
（２）り災証明受付票（写し可）
（３）オンライン申請完了メールを
スマホなどの画面で提示
■問合せ　循環社会推進課
電話：３４－１９９７

住宅再建無料相談会

熊本地震で被災された皆様のための住宅再建に関する無料相談会を開催します。今回は、関係機関が一堂に会する相談会で、住宅ローンの免除・減額・借入、住宅の修理・建替え、仮設住宅や賃貸住宅など、住まいに関する疑問を専門家に無料でご相談いただけます。
※事前のご予約は不要です。

■日時　１１月１４日（土）　9時30分～15時30分
■場所　ホワイトパレス（八代市松江町290-1）
■参加予定機関
八代市、熊本県弁護士会、熊本県建築士事務所協会
熊本県賃貸住宅経営者協会、住宅金融支援機構
肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫
熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫
天草信用金庫、熊本県信用組合、ＪＡやつしろ
九州労働金庫、九州財務局
■問合せ　九州財務局 理財部金融調整官
電話：096-353-6351

「被災者支援応援ガイドブック」について

掲載情報は、令和８年１０月９月時点のものです。

支援制度の追加や内容の変更があった際に随時更新していきます。

災害相談窓口

外国語（２２言語）での対応も可能です。

場所　八代市役所本庁1階会議室D
時間　平日9:00～17:00
電話　災害相談窓口　33－4452

秋の全国火災予防運動

期間：１１月９日(月)～１１月１５日(日)

標語：火の確認　いい日を支える いい習慣

１１月９日から秋季全国火災予防運動週間です。

火災が発生しやすくなる冬の季節を迎えるにあたり、火災予防の意識を一層高めるとともに、火災の発生・拡大を防止し、火災から尊い生命と貴重な財産を守ることを目的としています。

家庭でも日頃から、火災が発生しないように注意しましょう。

なお、鏡支所管内において、期間中の消防団による予防広報巡回の実施を予定しています。

地域を守る消防団員募集

消防団は「自分たちの町は自分たちで守る！」という使命感のもと、火災や地震等の消火・救助活動をはじめ、地域の防災訓練や火災予防等、地域の安心・安全を守るため活躍しています。

八代市消防団では、男性・女性問わず消防団員を随時募集しています。

■問合せ　鏡支所地域振興課
総務振興係　電話　５２－２１３１

野焼きは法律で禁止されています！！

家庭ごみの焼却、いわゆる「野焼き」は、法律で禁止されています。

また、焼却炉を使用する場合でも、法律で定められた構造基準（除熱装置、温度測定装置など）を満たしたもの以外（ドラム缶など）は使用できません。

自分の田畑でも、家庭ごみ、肥料袋、廃材などは焼却できません。住みやすい生活環境を作るため、「野焼き」はやめましょう。

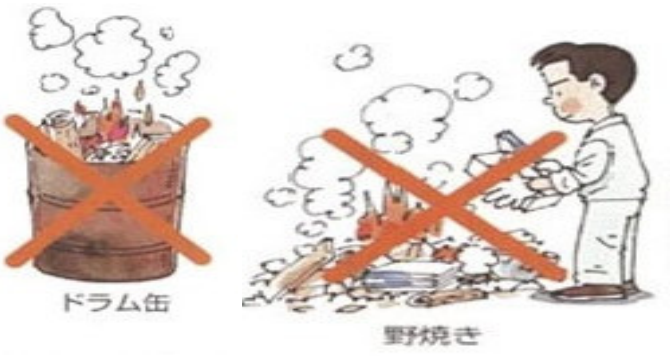

★注意★

焼却禁止の例外（もみ殻、稲わらなど）であっても、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であることが前提となりますので、周りの迷惑とならないよう「場所」「風向き」「時間帯」「焼却規模」などに注意する必要があります。

■問合せ　鏡支所地域振興課
市民サービス係　　電話　５２－１１１５

様々な防災情報収集の手段について ～いざという時に備え、ぜひ登録、利用ください～

①防災アプリ「@infoCanal」

スマホアプリ「@infoCanal（ｱｯﾄｲﾝﾌｫｶﾅﾙ）」では、防災情報などをアプリで確認することができます。

地域別で配信しますので、必要な地域の情報だけを受け取ることができます。

▶登録はこちらから

App Store用　Google Play用

②登録制メール(地域別の情報発信)

登録されたメールアドレスにメールを配信します。

地域登録を行うと、必要な地域の情報だけを受け取ることができるようになります。

▶登録はこちらから

※左のQRコードを読み取るか、
bousai.yatsushiro-city
@raiden2.ktaiwork.jp
を直接入力して、空メールを送信してください。

「alert@ns2.yatsushiro.org」からメールを受信できるように設定してください。

問合せ：危機管理課　☎33－4112　／　鏡支所地域振興課　総務振興係　☎52－2131

人（ひと）は等（ひと）しい
『毎月11日は人権を確かめ合う日』です。
～人権いきいきふるさとづくり～